

再審法改正を求める総会決議

えん罪被害者を救済するための制度である再審について、その手続を定めた再審法（刑事訴訟法第4編再審）に、現行法上、証人尋問手続や証拠開示手続などの具体的手続が規定されていないこと、そのため再審請求事件の審理方法を裁判所の広範な裁量に委ねていることに問題が存在し、その結果、多くのえん罪被害者の救済が阻まれ、同被害者の基本的人権を侵害している。

そこで、当会は、再審請求事件の審理の適正を制度化し、えん罪被害者の基本的人権を全うするため、「再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化」及び「再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止」の内容を盛り込んだ再審法の具体的手続規定を設けるべきと考える。

ゆえに、当会は、政府及び国会に対して、再審法の速やかな改正を強く求める。
併せて、地方議会において、再審法の速やかな改正のため、再審法改正を求める意見書の採択をし、政府及び国会に対して提出することを求める。

以上のとおり決議する。

令和5年（2023年）6月26日

茨城県弁護士会
会長 望月直美



提案理由（決議理由）

1 はじめに

- (1) 2023年3月13日、東京高等裁判所は、袴田巖さんの第2次再審請求事件について、静岡地方裁判所の再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却する決定をし、同月20日、同決定は確定した。

袴田事件は、1966年6月30日未明、旧清水市（現静岡市清水区）の味噌製造会社専務宅で一家4名が殺害された強盗殺人・放火事件である。同年8月に逮捕された袴田さんは、当初から無実を訴えていたが、過酷な取調べを受けた結果、パジャマを着て行ったと本件犯行の自白をさせられ、起訴された。一審公判中の事件から約1年2か月後、多量の血痕が付着した5点の衣類が味噌タンクの中から発見され、検察官は、犯行時の着衣はパジャマではなく犯行途中で着替えてタンクに隠した「5点の衣類」であると冒頭陳述を変更し、1968年9月、静岡地方裁判所

は、検察官が変更したとおりの事実を認定し、袴田さんに死刑判決を下した。その後、最高裁判所において袴田さんの上告が棄却され、1980年12月、袴田さんは確定死刑囚となった。

しかし、袴田事件は、上記第2次再審請求の東京高等裁判所決定において、その「5点の衣類」は、事件から相当期間が経過した後に袴田さん以外の第三者によって味噌タンク内に隠匿された可能性が否定できないと指摘され、その第三者とは、事实上、捜査機関の者である可能性が極めて高いと思われる旨、言及される事件である。

その様な事件であるにもかかわらず、袴田さんは、1966年8月18日に逮捕されてから、静岡地方裁判所が袴田さんの再審開始、死刑執行の停止、拘置執行の停止の各決定をした2014年3月27日まで約47年間、継続して自由を奪われ続けた。

袴田さんは、死刑が確定してから死刑執行の停止の決定まで約34年間、死刑執行の恐怖に晒され続けた。

その結果、逮捕時30歳だった袴田さんは、釈放された時点で既に78歳の高齢となった上に、無実の死刑囚としての拘禁反応による妄想等の障害を抱える状況となつた。

しかも、2014年3月27日の静岡地方裁判所の再審開始決定から、同再審開始決定が確定した2023年3月13日まで、不服申し立てが繰り返されたことにより再審開始の手続に約9年もの期間を費やし、その間、再審公判手続は開始されず、袴田さんは、現在もなお、死刑囚の立場のままである。

袴田さんの基本的人権が侵害され続けたこと、現在も侵害され続けていることは、絶対的に許されるものではない。

(2) 当会所在の水戸地方裁判所管内においては、1967年に茨城県北相馬郡利根町布川で発生した強盗殺人事件について、櫻井昌司さん、杉山卓男さんに対して、無期懲役の判決が下されたが、再審請求により2011年5月24日、水戸地方裁判所土浦支部で無罪の判決が下された布川事件で、えん罪被害事件が発生している。

布川事件においても、捜査機関が多数の重要な証拠を隠し続けた上に、2005年9月21日に水戸地方裁判所土浦支部で再審開始決定がなされたにもかかわらず、検察官による即時抗告及び特別抗告により、再審第一回公判が開かれるまでに約5年もの期間が費やされることになった。

櫻井さん及び杉山さんは、1967年10月に布川事件等で逮捕されてから、1978年7月3日に無期懲役の判決が確定し、1996年11月に仮釈放されるまで、約29年間自由を奪われ続け、無罪判決を得るまで、約44年もの期間、無実の罪の汚名を着せられ続け、基本的人権を侵害され続けた。

(3) わが国では、死刑事件について4件（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事

件) の再審無罪判決が確定している。死刑判決以外の事件においても、えん罪により刑に処せられ、再審無罪判決が下された事件が多数存在する。

そのようなえん罪被害者の基本的人権を侵害する根本的原因は、えん罪被害者を救済する具体的な法制度がないことである。

そこで、えん罪被害者を救済するための制度である再審について、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を含めた再審法の速やかな改正を、政府及び国会に対して強く求めるものである。

2 現行の再審法の問題点

再審は、人権擁護の理念に基づいて、もっぱら誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度であり、無実を訴える者の人権保障のためにのみ存在する制度である。

現行法上、再審法といえる刑事訴訟法第4編再審の規定はわずか19条の条文しかなく、再審請求手続に関する詳細な規定が存在しない。そのため、再審請求手続は職権主義的構造とされて個々の裁判体の広い裁量に委ねられることとなり、進行協議の実施、証拠調べ（証人尋問、鑑定など）の実施、証拠開示に向けた訴訟指揮の有無など、手続のあらゆる面で統一的な運用がなされていない。

これでは再審請求を行う者に適正手続（憲法31条）が保障されているとはいえない。

3 再審法に定められるべき内容

上記のような問題は法制度上の問題であり、問題点の解消・解決のためには、再審法を改正することが不可欠である。再審法を改正し、再審請求手続に関する詳細な規定を設けることで、再審請求手続における審理の適正を担保することができる。

そして、再審法改正にあたっては、以下のような内容が具体的に定められるべきである。

(1) 全面的証拠開示手続

過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、その証拠がえん罪被害者を救済するための重要な証拠となっている。しかし、その証拠開示がなされるか否かは、個々の裁判体による裁量判断であり、不統一な運用でなされているのが実情である。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを全て開示させる制度が必要である。

そこで、全面的証拠開示手続のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

この点、再審における証拠開示について、2016年の刑事訴訟法改正の時にも指摘され、附則 第9条 第3項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠開示・・・について検討を行うものとす

る。」と規定されたにもかかわらず、それから約7年が経過したが、法制化の目処は全く立っていない。

加えて、一旦有罪判決が確定していることを前提とする再審請求事件において、検察官が証拠開示を拒む理由はなく、えん罪被害者に有利な証拠が捜査機関の手元で隠され続けることを許容する制度自体が刑事司法制度上誤りであって、再審請求手続の全面的証拠開示手続の法制化を否定する理由はない。

(2) 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。

そもそも、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまるものであり、有罪・無罪の判断はあらためて再審公判において判断されるものである。にもかかわらず、再審開始決定といふいわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを許容する現行法が、えん罪事件の長期化を招いている。そこで、再審開始決定に対する検察官による不服申立てを禁止し、再審開始決定がなされたのであれば速やかに再審公判に移行することがえん罪被害者の速やかな救済につながるというべきである。

再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止しても、検察官には再審公判で有罪立証をする機会があるのであり、法制度上の不都合はない。

4 結語

無実の者が無実の罪で処罰されることは絶対に許されず、えん罪被害者は速やかに救済されなければならない。そして、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきである。

そこで、政府及び国会に対して、再審法の速やかな改正を強く求めるとともに、地方議会において、政府および国会による再審法の速やかな改正を促すため、再審法改正を求める意見書を採択し、政府及び国会に提出することを求めるものである。

以上